

現 行	改 正 案
<p>1 - 15 その他</p> <p>1 - 15 - 1 ~ 1 - 15 - 13 (略) (新設)</p>	<p>1 - 15 その他</p> <p>1 - 15 - 1 ~ 1 - 15 - 13 (同左)</p> <p>1 - 15 - 14 <u>再保険料または再保険金の額が事後的に調整される再保険の取扱い</u> <u>保険会社が保険契約を再保険料または再保険金の額が事後的に調整される再保険に付した場合において、再保険料の追加支払または再保険金の返戻(以下「再保険料の追加支払等」という。)が確定した場合、再保険料の追加支払等に相当する負債が当該決算期において全額計上(将来における再保険料の追加支払等の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に、所要の引当が行われていることを含む。)されているか(当該再保険契約において、事後的な調整が重要な要素でない場合を除く。)</u></p>
<p>3 - 3 損害保険会社の経理処理 損害保険会社の適正な経理処理に当たって、留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>3 - 3 - 1 ~ 3 - 3 - 3 (略)</p> <p>3 - 3 - 4 <u>再保険契約の責任準備金の計上</u></p> <p>規則第71条第1項第4号に規定する「保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない者」とは、たとえば、次に該当する外国保険業者をいう。 (1) 保険契約を再保険に付した保険会社(以下「出再会社」という。)の総資産に占める外国保険業者が当該出再会社から引き受けた一の再保険契約に係る一の保険事故により当該外国保険業者が支払う再保険金の限度額の割</p>	<p>3 - 3 損害保険会社の経理処理 損害保険会社の適正な経理処理に当たって、留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>3 - 3 - 1 ~ 3 - 3 - 3 (同左)</p> <p>3 - 3 - 4 <u>再保険を付した保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない外国保険業者</u> 規則第71条第1項第4号に規定する「保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない者」とは、たとえば、次に該当する外国保険業者をいう。 (1) 保険契約を再保険に付した保険会社(以下「出再会社」という。)の総資産に占める外国保険業者が当該出再会社から引き受けた一の再保険契約に係る一の保険事故により当該外国保険業者が支払う再保険金の限度額の</p>

割合が1%未満である当該外国保険業者(当該外国保険業者が再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが再保険契約の仲介者等の情報により明らかでない場合を除く。)

(2) 出再会社が再保険に付した部分に相当する責任準備金を積み立てなかったことがある場合の当該再保険を引き受けた外国保険業者(過去5年以内において当該外国保険業者が、出再業者との間で再保険金の支払を停止するような状態に陥ったことがある者である場合には除く。)

3 - 3 - 5 ~ 3 - 3 - 8

(略)

(新設)

割合が1%未満である当該外国保険業者(当該外国保険業者が再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかでない場合を除く。)

(2) 出再会社が再保険に付した部分に相当する責任準備金を積み立てなかったことがある場合の当該再保険を引き受けた外国保険業者(当該外国保険業者が、再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかでない場合を除く。)

3 - 3 - 5 ~ 3 - 3 - 8

(同左)

3 - 3 - 9 出再責任準備金の開示

施行規則別紙様式第12号、第12号の2、第15号及び第15条の2に規定する出再責任準備金の金額の注記にあたっては、保険料積立金及び未経過保険料並びに払戻積立金の計算上差し引かれた再保険に付した部分(以下「出再部分」という。)に相当する金額を注記するものとする。

この場合において、出再部分を控除した計数を基に未経過保険料を計算しており、かつ、出再部分に相当する未経過保険料(以下「出再未経過保険料」という。)の把握が困難な場合は、次の算式により計算した金額を出再未経過保険料の金額として注記することができる。

$$\text{出再未経過保険料} = \text{出再正味保険料} \times \text{未経過保険料} / \text{正味収入保険料}$$

ただし、一般に公正妥当と認められる会計基準に照らし、より合理的かつ妥当な計算方法がある場合には、上記算式にかかわらず、当該計算方法により計算した金額を出再未経過保険料の金額として注記することができる。

3 - 3 - 10 出再支払備金の開示

施行規則別紙様式第12号、第12号の2、第15号及び第15号の2に規定する出再支払備金の金額の注記にあたって、まだ支払事由の発生を報告を受け

ていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める支払備金（以下「既発生未報告損害支払備金」という。）の金額を平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「告示」という。）第 2 条第 1 項により出再部分を控除した計数を基に計算しており、かつ、出再部分に相当する既発生未報告損害支払備金の金額の把握が困難な場合は、以下により計算した額を出再既発生未報告損害支払備金として注記することができる。

ただし、一般に公正妥当と認められる会計基準に照らし、より合理的かつ妥当な計算方法がある場合には、以下の算式にかかわらず、当該計算方法により計算した額を出再既発生未報告損害支払備金の金額として注記することができる。

(1) 別表中「要積立額 a」が「要積立額 b」を上回る場合は、次の算式により計算した金額。

$$\text{出再既発生未報告損害支払備金} = \text{正味既発生未報告損害支払備金} \\ \times \text{出再普通支払備金} / \text{正味普通支払備金}$$

(2) 別表中「要積立額 b」が「要積立額 a」を上回る場合は、次の算式により計算した出再既経過保険料に同別表に定める割合を乗じた金額。

$$\text{出再既経過保険料} = \text{対象事業年度の出再正味保険料} + \text{対象事業年度} \\ \text{の前事業年度の出再未経過保険料} - \text{対象事業年度の出再未経過保険料}$$

ただし、対象事業年度の前事業年度の出再未経過保険料及び対象事業年度の出再未経過保険料については、上記 3 - 3 - 9 に定める出再未経過保険料の金額とする。

(新設)

3 - 9 再保険に関するリスク管理

3 - 9 - 1 再保険に係る方針の開示

損害保険会社が規則第 5 9 条の 2 第 1 項第 4 号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針についても分かりやすく開示するものとする。

3 - 9 - 2 保有・出再に関するリスク管理

損害保険会社が元受保険契約及び受再保険契約において引き受けるリスクの保有・出再（自動車損害賠償責任保険及び地震保険に係る再保険プールへの出再を除く。）について、リスク管理上留意すべき事項は次のとおり。

(1) 保有するリスクの規模・集中度を出再を通じて適正に管理するため、取締役会その他これに準ずる機関において、的確な保有・出再政策が策定されているか。

(2) 保有・出再政策には、引受リスクの特性に応じた一危険単位及び集積危険単位の保有限度額、出再先の健全性、一再保険者への集中の管理に関する基準が含まれているか。

(3) 保有・出再政策上の保有限度額を超える引受リスクが、手配された再保険によって適切にカバーされているか。

（注）手配された再保険が、意図したとおりに引受リスクを軽減するものであることを確認する必要がある。

(4) 出再を行う各部門において自律的に保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられるとともに、各部門とは独立に会社全体で保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられているか。

(5) 再保険金の回収状況及び将来の回収可能性並びに出再保険の成績が確認されているか。

（注）再保険金の回収状況については、各出再先に対する債権・債務が受再契約に係るものも含めて一元的に管理されていることが望ましい。また、再保険の成績は、種目別、契約別、相手先別等リスク管理上有効な方法で確認されることが望ましい。

(6) 保険子会社等への出再を行う場合は、上記(1)から(5)までのリスク管理がグループ単位で適正に行われているか。

3 - 9 - 3 受再リスクに関するリスク管理

損害保険会社における受再（自動車損害賠償責任保険及び地震保険に係る再保険プールからの受再を除く。）について、リスク管理上留意すべき事項は次のとおり。

(1) 受再を通じて増加するリスクを適正に管理するため、取締役会その他これに準ずる機関において、的確な受再政策が策定されているか。

(2) 受再政策には、引受を行う種目、地域等に関する基準が含まれているか。

(3) 受再契約の締結に当たっては、出再保険者から十分な情報入手を行い、当該受再契約に関する収益性やリスクについて十分な検討を行っているか。また、主要な集積危険に関し予想最大損害額を把握した上で保有限度額を超過しないよう適正な管理が行われているか。

（注）予想最大損害額及び保有限度額は、元受と合わせて管理することが必要である。

(4) 受再を行う各部門において自律的に受再政策の遵守状況を確認する体制がとられるとともに、各部門とは独立に会社全体で受再政策の遵守状況を確認する体制がとられているか。

(5) 受再保険の成績が確認されているか。

（注）再保険の成績は、種目別、契約別、相手先別、地域・形態別、引受年度別等リスク管理上有効な方法で確認されることが望ましい。

(6) 保険子会社等から受再を行う場合は、上記(1)から(5)までのリスク管理がグループ単位で適正に行われているか。